

## 佐久市営住宅の管理代行に係る公告

公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 47 条第 1 項の規定に基づき、佐久市営住宅及び共同施設の管理を行う。

令和 5 年 3 月 2 9 日

長野市大字南長野南県町 1003-1  
長野県住宅供給公社  
理事長 関 昇一郎

### 1 佐久市に代わって市営住宅の管理を行う者の名称

長野県住宅供給公社 理事長 関 昇一郎

### 2 佐久市に代わって管理を行う市営住宅

佐久市営住宅条例（平成 17 年 4 月 1 日条例第 168 号）第 3 条に規定する市営住宅のうち次に掲げる市営住宅

団 地 名	位 置
花園	佐久市岩村田
城ヶ丘	佐久市長土呂
赤岩	佐久市塚原
泉	佐久市前山
白山	佐久市三河田
大塚	佐久市根々井
竹原	佐久市平賀
冷間	佐久市中込
小田井	佐久市小田井
樋村	佐久市平賀
曙	佐久市原
大和町	佐久市岩村田
相立	佐久市内山
宮川	佐久市伴野
平尾	佐久市上平尾
昭和	佐久市岩村田
川原	佐久市鍛冶屋
清水	佐久市中込
長土呂	佐久市長土呂
取出	佐久市取出町
原	佐久市原

中込原	佐久市中込
中込	佐久市中込
サングリモ中込	佐久市中込
一本柳	佐久市岩村田
泉ヶ丘第一	佐久市下小田切
泉ヶ丘第二	佐久市下小田切
旭ヶ丘	佐久市臼田
下越	佐久市下越
御馬寄	佐久市御馬寄
蓬田	佐久市蓬田
庄ノ上	佐久市御馬寄
並木	佐久市望月
望月	佐久市望月
大西	佐久市春日
片倉口	佐久市協和

### 3 佐久市に代わって行う市営住宅の管理の内容

#### (1) 佐久市営住宅条例に基づく事務

佐久市営住宅条例の条項	事務の内容
第2条第10号	市営住宅監理員の任命に関する事務
第4条及び第5条	入居者の公募に関する事務
第6条第5項、第9条第2項及び第4項	入居申込者の資格審査及び決定に関する事務
第10条第2項	入居者の選考に関する事務
第11条	入居補欠者の選定及び順位付けに関する事務
第12条	入居の手続き及び入居決定の取消しに関する事務
第13条	同居の承認に関する事務
第14条	入居の承継に関する事務
第21条第3項	修繕の指示に関する事務
第28条第1項及び第2項	模様替え又は増改築の承認に関する事務
第32条第1項及び第4項	高額所得者への明渡請求に関する事務
第34条	住宅のあっせん等に関する事務
第35条第1項	住宅の住替えに関する事務
第36条	収入状況の報告の請求等に関する事務
第41条	住宅の検査に関する事務
第42条第1項、第5項及び6項	住宅の明渡請求等に関する事務
第51条第2項及び第4項から第6項	駐車場使用の申込及び決定に関する事務
第52条	駐車場使用者の手続きに関する事務
第56条第1項	駐車場使用許可の取消しに関する事務

第 58 条第 2 項	市営住宅管理人の設置に関する事務
第 59 条第 1 項	住宅の立入検査に関する事務

(2) 公営住宅法に基づく事務

公営住宅法による条項	事務の内容
第 21 条	市営住宅及び附帯施設等の修繕等に関する事務
第 33 条	公営住宅監理員の設置に関する事務

(3) 市営住宅の管理に関して上記以外に併せて行う業務

家賃、敷金、滞納家賃等の収納に関する事務
申請書等の取次ぎ及び通知等の送付に関する事務
収入申告等に関する事務
その他市営住宅管理に必要な事務

(4) その他

業務内容の詳細については、業務仕様書による。

4 佐久市に代わって市営住宅の管理を行う期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日